



# 鳥取県公報

平成 26 年 3 月 24 日 (月)  
第 8 5 8 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県立福祉人材研修センターの利用料金 (184) (長寿社会課) . . . . . 2 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (185) (住宅政策課) . . . . 4 森林整備事業等の制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項 (186) (林政企画課) . . . . . 4 土地収用法による土地の立入り (187) (技術企画課) . . . . . 8 鳥取県営ライフル射撃場の利用料金 (188) (スポーツ健康教育課) . . . . . 9 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビス事業者の指定 (189) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 9 土地改良区の役員の就退任 (190) (中部総合事務所農林局) . . . . . 9 介護老人保健施設の開設の許可 (191) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 11
◇ 海区漁調 委告示	すくい網漁業の操業に関する指示 (1) . . . . . 11
◇ 公 告	鳥取県林地開発条例による許可状況の公表 (東部農林事務所) . . . . . 12

# 告 示

## 鳥取県告示第184号

鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第11号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立福祉人材研修センターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成26年4月1日から施行する。

平成21年鳥取県告示第105号（鳥取県立福祉人材研修センターの利用料金について）は、平成26年3月31日限り廃止する。

平成26年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 利用料金

#### (1) 施設利用料

##### ア ホール利用料

金 額		
午前の利用料	午後の利用料	全日の利用料
4,890円	9,780円	15,060円

#### 備考

- 1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「全日」とは午前9時から午後5時までをいう（(2)の表において同じ。）。
- 2 時間外（午前0時から午前9時まで及び午後5時から午後12時までをいう。）に利用する場合は、1時間当たりの午後の利用料の額に100分の120を乗じて得た額をもって時間外利用料とする。
- 3 延長時間（正午から午後1時までをいう。）に利用する場合（全日の利用をする場合を除く。）は、1時間当たりの午前の利用料の額に100分の120を乗じて得た額をもって延長利用料とする。
- 4 冷房又は暖房を利用したときは、この表に定める利用料の額に(2)の表に定める額を加算するものとする。

##### イ 研修室等利用料

区 分	単 位	金 額
中研修室	全室1時間につき	2,570円
	7分の5室1時間につき	1,840円
	7分の4室1時間につき	1,470円
	7分の3室1時間につき	1,100円
	7分の2室1時間につき	740円
第1小研修室	全室1時間につき	1,150円
	2分の1室1時間につき	580円
第2小研修室	全室1時間につき	1,150円
	2分の1室1時間につき	580円
学習室	1時間につき	460円
第1講師控室	1時間につき	140円
第2講師控室	1時間につき	140円
ベッド・トイレ実習室	1時間につき	1,390円
浴室実習室	1時間につき	650円

調理実習室	1 時間につき	1,980円
和室実習室	1 時間につき	610円
多目的工作室	1 時間につき	1,260円
フリースペース	1 日 1 平方メートルにつき	2 円

## 備考

- 1 利用期間若しくは利用時間が 1 日未満若しくは 1 時間未満であるとき、又は利用期間若しくは利用時間に 1 日未満若しくは 1 時間未満の端数があるときは、それぞれ 1 日又は 1 時間として計算するものとする。
- 2 利用面積が 1 平方メートル未満であるとき、又は利用面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、1 平方メートルとして計算するものとする。
- 3 1 件の利用料の額が 100 円未満である場合における当該利用料の額は、100 円とするものとする。
- 4 冷房又は暖房を利用したときは、この表に定める利用料の額に(2)の表に定める額を加算するものとする。

## (2) 冷房・暖房利用料

区 分				利 用 料				
				単 位	金 額			
					福祉活動を目 的とした利用 の場合	左欄以外の利 用の場合		
冷 房	ホール	全室利用	冷房・暖房	午 前	970円	1,460円		
				午 後	1,950円	2,930円		
				全 日	3,010円	4,510円		
・	中研修室	全室利用	冷房・暖房	1 時間につき	510円	770円		
				7 分の 5 室利用	冷房・暖房	1 時間につき	360円	550円
				7 分の 4 室利用	冷房・暖房	1 時間につき	290円	440円
				7 分の 3 室利用	冷房・暖房	1 時間につき	220円	330円
				7 分の 2 室利用	冷房・暖房	1 時間につき	140円	220円
暖 房	第 1 小研修室	全室利用	冷房・暖房	1 時間につき	230円	340円		
				2 分の 1 室利用	冷房・暖房	1 時間につき	110円	170円
房	第 2 小研修室	全室利用	冷房・暖房	1 時間につき	230円	340円		
				2 分の 1 室利用	冷房・暖房	1 時間につき	110円	170円
利 用 料	学習室	全室利用	冷房・暖房	1 時間につき	90円	130円		
	第 1 講師控室	全室利用	冷房・暖房	1 時間につき	20円	40円		
	第 2 講師控室	全室利用	冷房・暖房	1 時間につき	20円	40円		
	ベッド・トイレ 実習室	全室利用	冷房・暖房	1 時間につき	270円	410円		
	浴室実習室	全室利用	冷房・暖房	1 時間につき	130円	190円		
	調理実習室	全室利用	冷房・暖房	1 時間につき	390円	590円		
	和室実習室	全室利用	冷房・暖房	1 時間につき	120円	180円		
	多目的工作室	全室利用	冷房・暖房	1 時間につき	250円	370円		

## (3) 設備利用料

区 分		利 用 料	
室 名	設 備 名	単 位	金 額
ホール	ワイヤレスマイク (ボーカル)	本	400円

	ワイヤレスマイク（ピンマイク）	本	400円
	ビデオプロジェクター	台	400円
	書画カメラ	台	400円
	スポットライト	一式	400円
	CDプレーヤー	台	400円
	ダブルカセットデッキ	台	400円
	ビデオデッキ	台	400円
	コンセント	口	200円
多目的工作室	陶芸用設備（本焼き）	一式	400円
	陶芸用設備（素焼き）	一式	340円
フリースペース	コピー機（白黒）	枚	10円
	コピー機（カラー）	枚	50円

## 備考

- 1 ホールの項の金額は1回当たりの利用料の額を示し、利用回数は午前又は午後の区分ごとに1回とみなすものとする。
  - 2 多目的工作室の項の金額は、利用者1人当たりの額を示すものとする。
- 2 承認年月日  
平成26年3月5日

## 鳥取県告示第185号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称  
株式会社建築構造センター
- 2 変更する事項  
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の移転  
移転する事務所 名 称 岡山事務所  
所在地 岡山県岡山市北区内山下一丁目3-19
- 3 変更年月日  
平成26年4月1日

## 鳥取県告示第186号

平成26年度に県が発注する森林整備事業（植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業をいう。）及び松くい虫等防除事業（以下「森林整備事業等」という。）の委託に係る制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格、入札手続等については、当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによる。

平成26年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる要件の全てを具備していなければならない。
- (1) 自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 鳥取県内に本店又は営業所を有する者であること。
  - (3) 競争入札参加資格者名簿に登録された事業者であって、鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱（平成18年5月22日付第200600016713号鳥取県農林水産部長通知。以下「取扱要綱」という。）第3条第1項の規定による届出（以下「届出」という。）を行い、かつ、当該入札参加資格を有すると認定を受けたもの（以下「入札参加有資格者」という。）であること。
  - (4) 調達公告に定める当該入札の開札日が、鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間に含まれていないこと。
  - (5) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
  - (6) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3又は第38条に規定する監督処分を受けていない者であること。ただし、監督処分を発した県行政機関が監督処分に係る違反行為が改善されたと判断する場合は、この限りでない。
  - (7) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。以下「継続雇用者」という。）のうち、当該入札に係る業務（以下「発注業務」という。）の現場代理人及び専門技術者としてその履行期間中配置することができる技術者（次のいずれかの資格又は要件を具備する者に限る。）を有していること。
    - ア 技術士（森林部門について、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条に規定する技術士試験の第2次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。）
    - イ 林業普及指導員（森林法（昭和26年法律第249号）第187条に規定する者をいう。）
    - ウ 林業技士（一般社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会の理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）
    - エ 基幹林業作業士、基幹技能作業士又は林業作業士（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条の規定により指定された林業労働力確保支援センター又は鳥取県の認定を受けた者をいう。）
    - オ フォレストリーダー（現場管理責任者）又はフォレストマネージャー（統括現場管理責任者）（林業振興事業実施要綱（平成17年3月23日付林政経第161号農林水産事務次官依命通知）に定める「緑の雇用」現場技能者育成対策事業のうちキャリアアップのための研修を受講し、修了した者をいう。）
    - カ 専門的な指導監督を含めた森林整備事業等の実務経験が、年間150日以上かつ10年以上に達する者
  - (8) 他の入札者と次のいずれかの関係にある者でないこと。当該関係を有することが判明した場合、発注機関はその旨を当該関係を有する者に通知するものとする。

なお、当該関係にある者の入札は、無効とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに当該関係にあることが判明し、当該関係にある者のうち、一者を除く全ての者が入札を辞退した場合には、当該入札を辞退しなかった者の入札は無効としないものとする。

    - ア いずれかの入札者（その代表取締役を含む。以下同じ。）が他の入札者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係
    - イ いずれかの入札者と他の入札者が、同一の会社の議決権保有者である関係
    - ウ いずれかの入札者の代表取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選

- 任された管財人を含む。以下同じ。)が他の入札者の代表取締役を兼ねている関係
- エ その他アからウまでの関係に準ずる関係
- オ 入札参加者が、森林組合法(昭和53年法律第36号)第4条に規定する組合である場合は、アにおいて「代表取締役」を「代表理事」と、ウにおいて「いずれかの入札者の代表取締役」を「いずれかの入札者の代表理事」と、「他の入札者の代表取締役」を「他の入札者の代表取締役又は代表理事」と読み替えるものとする。
- 2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、提出しなければならない。
- (1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで作成すること。
- ア 制限付一般競争入札参加申込書(別記様式)
- イ その他調達公告に定める書類
- (2) 入札参加書類は、調達公告で定められた提出期間内の各日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時15分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達により提出すること。
- なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。
- (3) 入札参加書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者の負担とし、提出された入札参加書類は、返却しない。
- (4) 提出された入札参加書類は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第10条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。
- 3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。
- (1) 入札参加者は、入札書を作成し、調達公告で定める入札日時までに発注機関に提出すること。
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格(最低制限価格以上のものに限る。以下「最低価格」という。)をもって有効な入札をした者(失格とされた者を除く。以下同じ。)とする。
- (4) 不落札による再度入札の回数は、2回までとする。
- (5) 入札においては、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第129条に規定する最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を記載した者は、失格とし、不落札により再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札には参加させないものとする。
- なお、再度入札において前回の最低入札価格以上の入札金額を記載した者は、失格とし、不落札によりさらに再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札に参加させない。
- (6) 天災その他の理由により一般競争入札を行うことができないと認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することができる。
- (7) 予定価格を入札の執行前に公表している場合において、1に掲げる条件を具備する入札参加者が1者のみのときは、当該入札を中止する。
- (8) 入札保証金及び契約保証金は、次のとおりとする。
- ア 入札保証金
- 入札参加者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければ

ならない。この場合において、会計規則第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(ア) 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(イ) 入札参加有資格者に、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

#### イ 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 4 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、インターネットの県のホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>。以下「県HP」という。)において掲載するものとする。

#### 5 入札手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

(1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、県HPに掲載することにより行う。

(2) 入札参加書類及び入札書の様式は、県HPに掲載するとともに、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。

(3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。

(4) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として行わない。

#### 6 入札参加に必要な書類等に関する問合せ先

(1) 競争入札参加資格者名簿の登録に関する申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7425、7431、7432又は7433

(2) 届出に必要な書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課

電話 0857-26-7300又は7301

別記様式

## 森林整備事業等の制限付一般競争入札参加申込書

職 氏 名 様

鳥取県が実施する以下の森林整備事業等の制限付一般競争入札への参加を希望します。

事業名 \_\_\_\_\_

年 月 日

郵便番号 ー

住 所

( ふ り が な )

商号又は名称

( ふ り が な )

代表者職・氏名

印

電話番号・FAX 番号

1. 配置予定専門技術者の氏名

2. 配置予定現場代理人の氏名

### 鳥取県告示第187号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第2項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

中国電力株式会社

2 事業の種類

特別高圧架空電線路 八東大内線No. 1～9 鉄塔建替工事に伴う調査測量



## 3 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡八頭町南字向山東平及び字向山、島字深谷、字大鳴、字段古畑、字下モ山、字境ヶ尾及び字見内谷、皆原字奥テンカ谷、字タンゴ畑、字長ヒラ、字長谷、字タンゴ畑ノ元、字ヲミキ谷、字女ヒラ及び字荒太ノ下、鍛冶屋字ニザコ、字市ノ谷、字上ミ堂ノ鳴、字堂ノ鳴及び字シヤブ谷、三山口字柳サコ平、字寸ケ谷、字柳サコ、字久保皆地、字宮ノ前、字アソフ谷、字阿蕪谷、字ウリウ谷平及び字畑ケ谷

## 4 立ち入ろうとする期間

平成26年4月1日から同年11月30日まで

## 鳥取県告示第188号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県営ライフル射撃場の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成26年4月1日から施行する。

平成21年鳥取県告示第216号（鳥取県営ライフル射撃場の利用料金について）は、平成26年3月31日限り廃止する。

平成26年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 利用料金

区 分	金 額	
	専用利用	一般利用
スモールボア・ライフル射撃場	1時間につき 2,800円	1人1時間につき 130円
エア・ライフル射撃場	1時間につき 1,390円	1人1時間につき 70円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

## 2 承認年月日

平成26年3月14日

## 鳥取県告示第189号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月24日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	指定年月日
一般社団法人 T I E S	東伯郡北栄町 下種510	菜野人創造所 team vege	東伯郡北栄町下種 510	就労継続支援 A型	平成26年3月 17日

## 鳥取県告示第190号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり不入岡堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年3月24日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事	田 中 孝 志	倉吉市不入岡289
理 事	山 本 忠 昭	倉吉市不入岡279-2
理 事	山 本 孝 美	倉吉市不入岡238
理 事	山 脇 茂 樹	倉吉市不入岡727
理 事	山 根 裕 正	倉吉市不入岡376
理 事	西 村 秋 喜	倉吉市和田364-1
理 事	山 崎 貴 俊	倉吉市和田408-1
理 事	浅 井 稔 洋	倉吉市和田421-1
理 事	山 崎 紀 人	倉吉市和田352
理 事	村 脇 正 仁	倉吉市和田522-1
理 事	福 永 幸 人	倉吉市福光624
理 事	大 下 啓 一	倉吉市福光421
理 事	小 谷 英 人	倉吉市国分寺314
理 事	長 田 雅 文	倉吉市国府683-1
理 事	村 本 英 人	倉吉市国府784
理 事	大 森 明 紀	倉吉市大谷506
理 事	岡 本 武 徳	倉吉市大谷茶屋879-6
理 事	中 田 操	倉吉市和田東町911
監 事	山 脇 将 暉	倉吉市不入岡264-1
監 事	小 谷 彰 仁	倉吉市国分寺263

平成26年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	高 橋 英 仁	倉吉市不入岡293
理 事	福 井 利 政	倉吉市不入岡243
理 事	高 橋 健 一	倉吉市不入岡297
理 事	藪 中 幹 雄	倉吉市不入岡330
理 事	山 本 公 憲	倉吉市不入岡368
理 事	西 村 秋 喜	倉吉市和田364-1
理 事	山 崎 貴 俊	倉吉市和田408-1
理 事	浅 井 稔 洋	倉吉市和田421-1
理 事	加 藤 泰 宏	倉吉市和田351-1
理 事	村 脇 正 仁	倉吉市和田522-1
理 事	河 本 義 和	倉吉市福光414
理 事	河 西 隆 宏	倉吉市福光411
理 事	小 谷 陽一郎	倉吉市国分寺294
理 事	長 田 雅 文	倉吉市国府683-1
理 事	小 谷 睦 雄	倉吉市国府351

理 事 大 森 明 紀 倉吉市大谷506  
 理 事 岡 本 武 徳 倉吉市大谷茶屋879-6  
 理 事 中 田 操 倉吉市和田東町911  
 監 事 山 本 孝 美 倉吉市不入岡238  
 監 事 小 谷 章 倉吉市国分寺296-1

平成26年4月1日就任 任期3年

### 鳥取県告示第191号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項本文の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月24日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
医療法人養和会	ユニット型介護老人保健施設 仁風荘	米子市上後藤三丁目5-1	平成26年4月1日

## 海区漁業調整委員会告示

### 鳥取海区漁業調整委員会告示第1号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成26年3月24日

鳥取海区漁業調整委員会会長 田 口 勝 蔵

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線（世界測地系 経度 東経133度27.65分。以下同じ。）以東の鳥取県海面において、平成26年5月1日から同年9月30日までの間にすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

#### 1 承認の内容

##### (1) 承認を受けることができる者

県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者（以下「県内業者」という。）とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者（以下「県外業者」という。）とする。

##### (2) 承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の漁船

##### (3) 操業区域

ア 県内業者にあつては、西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面

イ 県外業者にあつては、西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線と西伯郡大山町御崎突端から正北の線（世界測地系 経度 東経133度35.42分）の間の鳥取県海面

(4) 承認を受けた者の操業の条件

- ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。
- イ 操業中は、鳥取海区すくい網漁業操業承認事務取扱要領（平成26年3月24日付第201300189369号鳥取海区漁業調整委員会会長通知。以下「要領」という。）で定める標識を掲げなくてはならない。
- ウ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。
- エ 他種漁業の操業を妨げてはならない。
- オ 漁獲物は、本県の漁港に陸揚げしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- カ 操業期間満了後速やかに、要領で定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

2 承認の取消し

この指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月24日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
公益財団法人鳥取県建設技術センター 代表理事 岡本 正文	倉吉市福庭町二丁目23	岩美郡岩美町大字宇治地内	国道 178 号（岩美道路）道路改良事業における残土処理場	6.5355 ヘクタール	4.5697 ヘクタール	1.2679 ヘクタール	平成26年2月27日から平成28年3月31日まで	平成26年2月27日